

(参考)

1. バーゼル条約及びバーゼル法について

(1) バーゼル条約及びバーゼル法について

1980年代に多発した有害廃棄物の越境移動をめぐる事件を契機として、有害廃棄物の国境を越える移動の問題は、先進国だけでなく、途上国をも含んだ地球規模での対応が必要な問題(いわゆる地球的問題のひとつ)であると認識されるようになった。

このような問題に対処するため、UNEP(国連環境計画)を中心に国際的なルール作りが行われ、1989年(平成元年)3月、有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、また不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定した「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約」(以下「バーゼル条約」という。)が採択された。

バーゼル条約の批准国は、1992年(平成4年)2月5日に条約の発効要件である20カ国に達し、条約は3ヶ月後の同年5月5日に発効した。(2003年2月現在、154カ国1機関で批准/別添1)

----- バーゼル条約の概要 -----

この条約に特定する廃棄物(「有害廃棄物及びその他の廃棄物」)の輸出には、輸入国(通過国を経由する場合には、原則として通過国も含む。)の書面による同意を要する。

締約国は、国内における廃棄物の発生を最小限に押さえ、廃棄物の国内処分施設を確保する等の措置により、廃棄物の国内処分を促進する。

廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認め、この条約に違反する行為を防止し、処罰するための措置をとる。

非締約国との廃棄物の輸出入を原則禁止する。

廃棄物の南極地域への輸出を禁止する。

廃棄物の運搬及び処分は、許可された者のみが行うことができる。

国境を越える廃棄物の移動には、条約の定める移動書類の添付を要する。

廃棄物の国境を越える移動が契約通りに完了することができない場合、輸出国は、廃棄物の引取りを含む適当な措置を取る。

廃棄物の国境を越える移動が発生者又は輸出者による不法取引によって行われた場合、輸出国は廃棄物の引取りを含む適当な措置をとる。

締約国は、廃棄物の処理を環境上健全な方法で行うため、主として開発途上国に対して、技術その他の国際協力を行う。

条約の趣旨に反しない限り、非締約国との間でも、廃棄物の国境を越える移動に関する二国間又は多数国間の取決めを結ぶことができる。

* 日本は、OECD諸国間で取決めを締結

我が国では、バーゼル条約を実施するために、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(以下「バーゼル法」という。)を制定。同法は平成4年12月16日に公布され、平成5年12月16日に施行された。(別添2)

(2) 特定有害廃棄物等の輸出入の手続き

バーゼル法の規制対象となる廃棄物等(以下「特定有害廃棄物等」という。)を輸出入しようとする場合は、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認が必要である。

輸出手続(別添3)

経済産業大臣は、輸出者から特定有害廃棄物等の輸出の申請があったときは、その写しを環境大臣に送付する。

環境大臣は、輸出先国及び通過国に対し、書面による事前通告を送付する。

環境大臣が輸出先国等から同意の回答を得るとともに、環境汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した上で、経済産業大臣は、輸出者に対し、輸出を承認する。

経済産業大臣は、輸出の承認をしたときは、速やかに、輸出者に対し輸出移動書類を交付する。

輸入手続(別添4)

環境大臣は、輸出国から特定有害廃棄物等の我が国への輸出について書面による通告を受領したときは、その写しを経済産業大臣に送付するとともに、バーゼル法に基づき環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し説明を求め、意見を述べることができる。

環境大臣は、経済産業大臣から輸入の承認又は不承認の回答を受けたときは、その旨を輸出国に通告する。

経済産業大臣は、輸入の承認をした場合において、承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類の内容が通告の内容と一致することを確認の上、速やかに、輸入者に対し輸入移動書類を交付する。

2. 平成14年(2002年:暦年)における特定有害廃棄物等の輸出の状況

(1) 一連の輸出手続を段階別に区分して輸出案件の処理状況を整理すると以下のとおりになる。

ア. 輸出承認の申請を受け、環境省から輸出先国に対する事前通告を行ったものは6件で、その輸出予定量は8,202トンであった。

(平成13年は1件、946トン)

イ. 相手国からの輸入同意の回答を得て、経済産業大臣が輸出の承認を行ったものは3件で、総量は3,400トンであった。

(平成13年は2件、1,446トン)

なお、通告を行った案件で、輸出先国から輸入不同意又は環境保全上の条件付同意

の回答を得たものはなかった。

ウ．輸出の承認を得たもののうち、実際に輸出が開始され、経済産業大臣が輸出移動書類の交付をしたものは12件（注1）で、総量は824トンであった。

（平成13年は30件、1,515トン）

（2）輸出案件に係る特定有害廃棄物等の内容は別添5のとおりである。品目については、ハンダのくず、鉛スクラップ、蛍光灯の水銀であり、いずれも再生又は回収を目的とするものであり、最終処分を目的としたものはなかった。

* パーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸出货量（輸出移動書類に記載された量）及び輸出の件数（輸出移動書類の交付件数）の経年変化は別添6のとおり。

3．平成14年（2002年：暦年）における特定有害廃棄物等の輸入の状況

（1）一連の輸入手続を段階別に区分して輸入案件の処理状況を整理すると、以下のようになる。

ア．相手国から我が国への輸出についての事前通告を受領したものは22件で、その輸入予定量は7,378トンであった。

（平成13年は14件、7,088トン）

イ．輸入者からの輸入承認の申請により経済産業大臣が輸入承認を行い、環境省から相手国に対し輸入同意の回答を行ったものは17件（注2）で、総量は9,734トンであった。

（平成13年は8件、2,029トン）

ウ．輸入の承認を得たもののうち、実際に輸入され、経済産業大臣が輸入移動書類を交付したものは42件（注1、注3）で、総量は2,505トンであった。

（平成13年は39件、4,326トン）

（2）輸入案件に係る特定有害廃棄物等の内容は別添7のとおりである。これらは写真フィルムスクラップ、廃蛍光灯、金属を含む汚泥や灰、ガラスカレット（ブラウン管のくず）、廃回路基板、金属スクラップ、使用済みイオン交換樹脂、廃バッテリー、中和吸着剤等であり、銅、銀等の貴金属や金属の回収、ガラスの再生利用など再生利用を目的とするものがほとんどであったが、焼却処分を目的とするものが1件あった。

* パーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸入量（輸入移動書類に記載された量）及び輸入の件数（輸入移動書類の交付件数）の経年変化は別添8のとおり。

注1：一定期間の輸出入に関して一括して事前通告又は輸出入の承認がなされたものであって、複数回に分けて輸出入される場合にあっては、通告及び輸出入承認の件数と移動書類の交付の件数とは一致しない。

注2：平成14年以前に事前通告を受領したものを含む。

注3：平成14年以前に輸入承認を得たものを含む。

(別添1)

バーゼル条約への推准、加入等の状況

154ヶ国と1機関(EC)

(2003年2月7日現在)

地域	国名	加入年月日						
西 欧 そ の 他	アンドラ	99.07.23		バルバドス	95.08.24		フィリピン	93.10.21
	オーストラリア	92.02.05		ベリーズ	97.05.23		カタール	95.08.09
	オーストリア	93.01.12		ボリビア	96.11.15		大韓民国	94.02.28
	ベルギー	93.11.01		ブラジル	92.10.01		サモア	02.03.22
	カナダ	92.08.28		チリ	92.08.11		サウディ・アラビア	90.03.07
	デンマーク	94.02.06		コロンビア	96.12.31		シンガポール	96.01.02
	フィンランド	91.11.19	中	コスタリカ	95.03.07		スリランカ	92.08.28
	フランス	91.01.07	南	キューバ	94.10.03		シリア	92.01.22
	ドイツ	95.04.21	米	ドミニカ	98.05.05		タイ	97.11.24
	ギリシャ	94.08.04	米	ドミニカ共和国	00.07.10		トルクメニスタン	96.09.25
	アイスランド	95.06.28	カ	エクアドル	93.02.23		アラブ首長国連邦	92.11.17
	アイルランド	94.02.07	カ	エルサルバドル	91.12.13		ウズベキスタン	96.02.07
	イスラエル	94.12.04	カ	グアテマラ	95.05.15		ベトナム	95.03.13
	イタリア	94.02.07	リ	ギアナ	01.04.04		イエメン	96.02.21
	リヒテンシュタイン	92.01.27	リ	ホンジュラス	95.12.27		アルジェリア	98.09.15
	ルクセンブルク	94.02.07	ブ	ジャマイカ	03.01.23		ベナン	97.12.04
	マルタ	00.06.19	ブ	メキシコ	91.02.22		ボツワナ	98.05.20
	モナコ	92.08.31	諸	ニカラグア	97.06.03		ブルキナ・ファソ	99.11.04
	オランダ	93.04.16	国	パナマ	91.02.22		ブルンジ	97.01.06
	ニュージーランド	94.12.20		パラグアイ	95.09.28		カメルーン	01.02.09
	ノルウェー	90.07.02		ペルー	93.11.23		カーボベルデ	99.07.02
	ポルトガル	94.01.26		セント・キッツ・ネーヴィス	94.09.07		コモロ	94.10.31
	スペイン	94.02.07		セント・ルシア	93.12.09		コートジボワール	94.12.01
	スウェーデン	91.08.02		セント・ヴィンセント 及びグレナディーン諸島	96.12.02		コンゴ	94.10.06
	スイス	90.01.31		トリニダード・トバゴ	94.02.18		ジブチ	02.05.31
	トルコ	94.06.22		ウルグアイ	91.12.20		エジプト	93.01.08
	イギリス	94.02.07		ベネズエラ	98.03.03		ア エチオピア	00.04.12
EC	94.02.07					ガンビア	97.12.15	
中 東 欧	アルバニア	99.06.29		バーレーン	92.10.15		ギニア	95.04.26
	アルメニア	99.10.01		バングラデシュ	93.04.01	フ	ケニヤ	00.06.01
	アゼルバイジャン	01.06.01		ブータン	02.08.26		レソト	00.05.31
	ベラルーシ	99.12.10		ブルネイ	02.12.16		リビア	01.07.12
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	01.03.16		カンボジア	01.03.02		マダガスカル	99.06.02
	ブルガリア	96.02.16	ア	中華人民共和国	91.12.17		マラウイ	94.04.21
	クロアチア	94.05.09		キプロス	92.09.17		マリ	00.12.05
	チェコ	93.09.30	ジ	インド	92.06.24		モーリタニア	96.08.16
	エストニア	92.07.21		インドネシア	93.09.20		モーリシャス	92.11.24
	グルジア	99.05.20		イラン	93.01.05		モロッコ	95.12.28
	ハンガリー	90.05.21	ア	日本	93.09.17		モザンビーク	97.03.13
	ラトビア	92.04.14		ヨルダン	89.06.22		ナミビア	95.05.15
	リトアニア	99.04.22	太	キリバス	00.09.07		ニジェール	98.06.17
	ポーランド	92.03.22		クウェート	93.10.11		ナイジェリア	91.03.13
	モルドバ	98.07.02		キルギスタン	96.08.13		セネガル	92.11.10
	ルーマニア	91.02.27	平	レバノン	94.12.21		セイシェル	93.05.11
	ロシア	95.01.31		マレーシア	93.10.08		南アフリカ	94.05.05
	スロバキア	93.05.28	洋	モルジブ	92.04.28		チュニジア	95.10.11
	スロベニア	93.10.07		マーシャル諸島	03.01.27		ウガンダ	99.03.11
	ユーゴスラビア	00.04.18		ミクロネシア	95.09.06		タンザニア	93.04.07
マケドニア	97.02.16		モンゴル	97.04.15		ザンビア	94.11.15	
ウクライナ	99.10.08		ナウル	01.11.12				
アンティグア・バーブーダ	93.04.05		ネパール	96.10.15				
アルゼンチン	91.06.27		オマーン	95.02.08				
バハマ	92.08.12		パキスタン	94.07.26				
			パプアニューギニア	95.09.01				

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律概要

< バールゼル条約 >

- ・有害廃棄物等を輸出する際の輸入国・通過国への事前通告、同意取得の義務付け
- ・非締約国との有害廃棄物等の輸出入の禁止
- ・不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務等
- ・移動書類の携帯等

[国内法の整備]

< 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 >

定 義 「特定有害廃棄物等」	条約附属書に掲げる有害特性を有する廃棄物等若しくは家庭系の廃棄物又はこれらに類する有害廃棄物等（廃棄物だけでなく再生資源として利用される各種金属スクラップ等有価物を含むもの。）として条約の規定に基づき締約国が指定したものの。
-------------------	--

基本的事項の公表	経済産業大臣及び環境大臣は、必要な基本的事項を定め、公表するものとする。
----------	--------------------------------------

（ 輸出の承認 ）

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外為法に基づく輸出の承認を受ける。
環境大臣は、経済産業大臣から環境汚染を防止するため特に必要があるものについて、その申請の写しの送付を受け、環境保全上支障がない旨の確認を行い、経済産業大臣に通知する。
経済産業大臣は、環境大臣の通知を受けた後でなければ、承認をしてはならないものとする。

（ 輸入の承認 ）

特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外為法に基づく輸入の承認を受ける。
環境大臣は、必要がある場合には、経済産業大臣に対し意見を述べる事ができる。

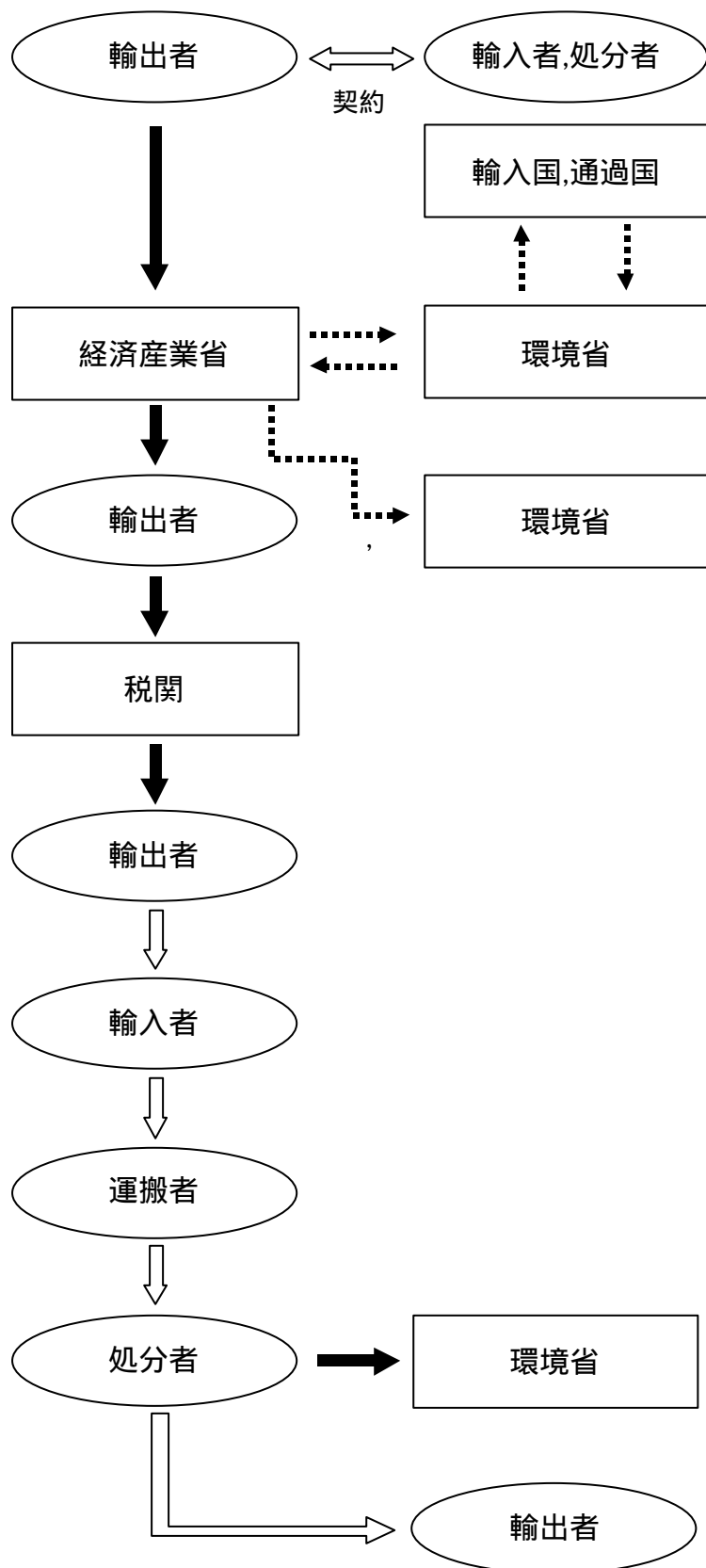
（ 移動書類 ）

特定有害廃棄物等を輸出入する場合において、移動書類を携帯して運搬することを義務付けるとともに、輸入された特定有害廃棄物等の処分が完了した場合等において、その旨を輸入の相手方、輸出国に通知するものとする。

（ 措置命令 ）

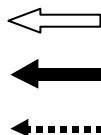
経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸出した者等に対し、当該特定有害廃棄物等の回収、処分他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸入した者等に対し、当該特定有害廃棄物等を適正に処分することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

輸出するときの手続きの流れ



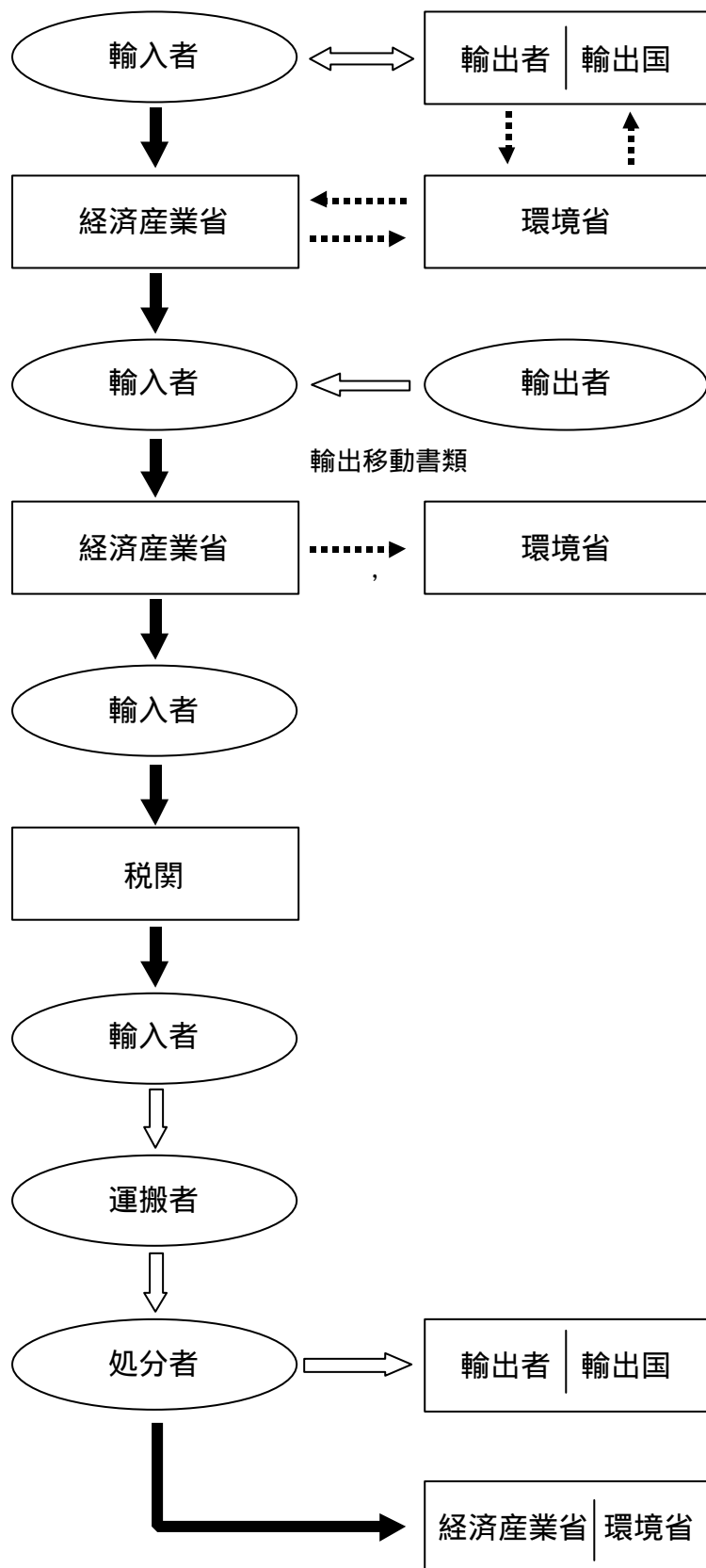
【輸出手続の流れ】

- 外為法に基づく輸出申請
- 申請書類写し送付
- 相手国へ通告
- 回答の受領
- 回答の送付
- 外為法に基づく輸出承認
- 輸出移動書類の交付
- 輸出移動書類写しの送付
- 関税法に基づく輸出申告
- 関税法に基づく輸出許可
- 引渡し及び移動書類携帯の義務
- 処分完了の通知等



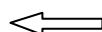
税関で有害廃棄物でないことを主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。

輸入するときの手続きの流れ



【輸入手続の流れ】

- 移動計画の通告
- 外為法に基づく輸入承認申請
- 通告の写しの送付
- 外為法に基づく輸入承認
- 輸入承認の通知
- 同意の回答
- 輸入
- 輸入移動書類の交付申請
- 輸入移動書類の交付
- 輸入移動書類写しの送付
- 関税法に基づく輸入申告
- 関税法に基づく輸入許可
- 引渡し及び両移動書類携帯の義務
- 処分完了の通知等の送付
- 処分完了の通知等の写し送付



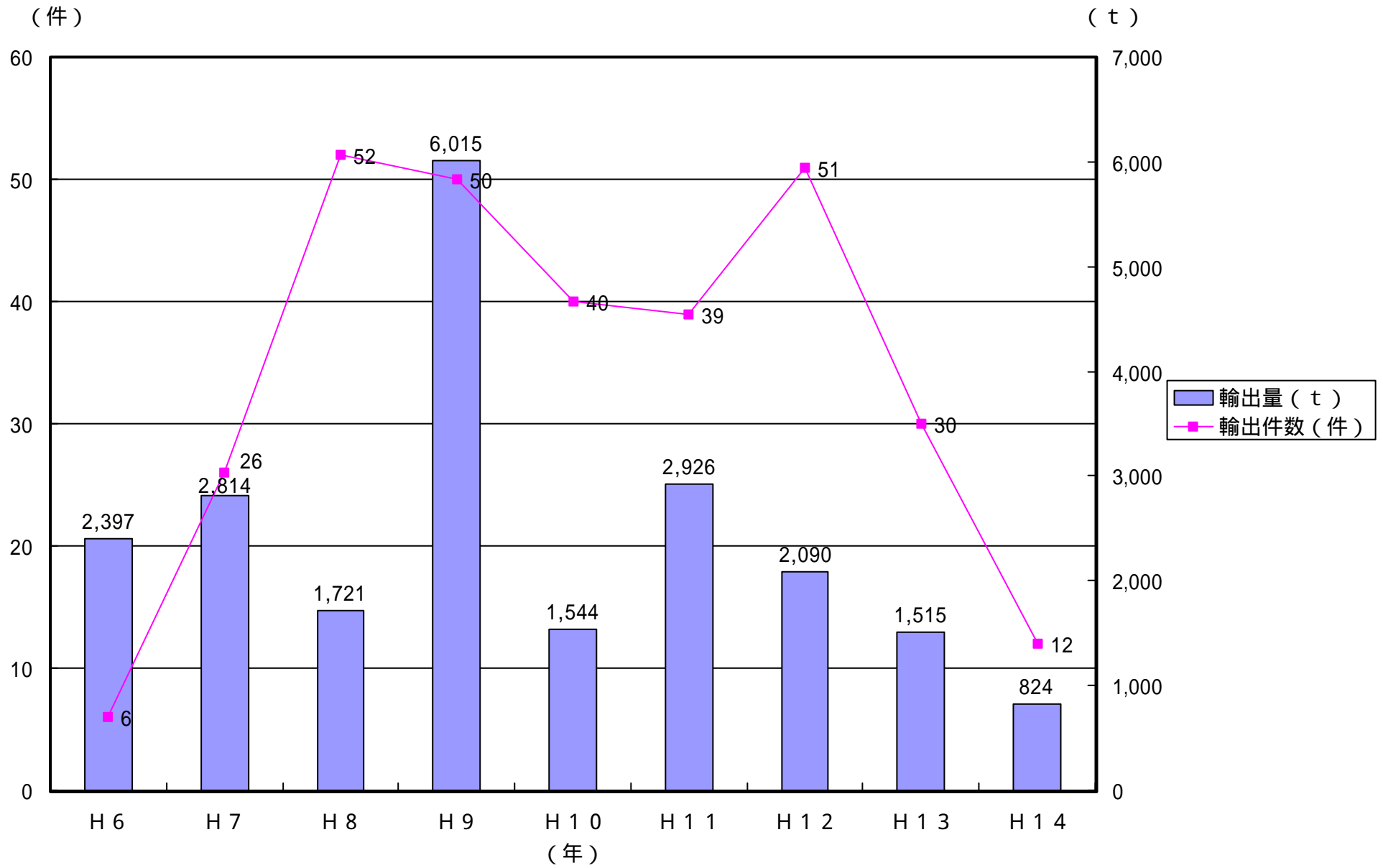
税関で有害廃棄物でないと主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。

平成14年における特定有害廃棄物等の輸出の状況

対象物	処分の目的	相手国	相手国への 通告重量 (トン)	輸出承認の 重量 (トン)	移動書類の交付		廃棄物の分類 (Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	附属書 番号	OECD リスト
					重量(トン)	件数				
ハンダのくず	金属回収	ベルギー	500	500	388	5	25,31	12		AA070
ハンダのくず	金属回収	ベルギー	500	500	256	6	31	11		AA030
鉛スクラップ	金属回収	韓国	2,400				31	13		A1160
鉛スクラップ	金属回収	韓国	2,400	2,400	180	1	31	13		A1160
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	再生利用	韓国	2,400				31	13		A1160
水銀(蛍光灯)	再生利用	ドイツ	2				29	11		A1010
総量			8,202	3,400	824					
件数			6	3		12				

特定有害廃棄物等の輸出量及び輸出件数の推移

(別添6)



平成14年における特定有害廃棄物等の輸入状況

対象物	処分の目的	相手国	相手国からの 通告重量 (トン)	輸入承認の 重量 (トン)	移動書類の交付		廃棄物の分類 (Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	附属書 番号	OECD 番号
					重量(トン)	件数				
写真フィルムスクラップ	銀回収	米国	* 500	* 500	29	3	16			AD090
廃蛍光灯	水銀及びガラスの回収	フィリピン	* 3	* 3	3	1	29	6.1	A2010	
含銅灰	銅回収	シンガポール	* 450	* 450	34	1	22,31	11	A1150	
ガラスカレット	ブラウン管再生	シンガポール	* 3190	3,190	98	1	31	11	A2010	
プリント基板	銅回収	フィリピン	* 10	* 10	10	1	31	11	A1180	
排水汚泥	銅回収	マレーシア	* 1000	1,000	940	1	17	12		
金属スクラップ	金属回収	シンガポール	200	200	64	2	17	13		
写真フィルムスクラップ	銀回収	米国	500	500	77	7	16			AD090
含銅灰	銅回収	シンガポール	450	450	184	9	22,31	11	A1150	
銅スラッジ	銅回収	フィリピン	1000	1,000	613	7	24,31	11		
銀スラッジ	銀回収	フィリピン	240	240	146	2	17	8		
電子部品屑	貴金属の回収	フィリピン	120	120	2	2	20,22,23,31	8		
使用済みイオン交換樹脂	金属回収	韓国	4	4	4	1	21	11		A1040
銀スラッジ	貴金属回収	フィリピン	500	500	209	1	17,22	11		
ICスクラップ	銀回収	タイ	700	700	92	3	31	11		
写真フィルムスクラップ	銀回収	オランダ	* 250	250			16			AD090
銅スラッジ	金属回収	フィリピン	* 500	500			24,31	11		
ニッケルメッキ汚泥	金属回収	インドネシア	80	80			17		A1050	
プリント基板屑	金属回収	フィリピン	200	200			31	11	A1180	
廃バッテリー	金属回収	中国	300	300			26	11		
銀スラッジ	貴金属回収	フィリピン	500	500			17,22	11		
使用済みイオン交換樹脂	金属回収	韓国	4.4				21	11		A1040
プリント基板屑	金属回収	タイ	0.08				31	12	A1180	
プリント基板	銅回収	フィリピン	20				31	11		
中和吸着材	国内で処理が困難	中国	30				32	8		
含銅灰	銅回収	シンガポール	450				22,31	11		
メッキ汚泥	銅回収	インドネシア	60				17		A1050	
銅スラッジ	銅回収	フィリピン	1000				24,31	11		
排水汚泥	銅回収	マレーシア	1000				17,24	12		
銀スラッジ	銀回収	フィリピン	20				17	12		
総量			7,378	9,734	2,505					
件数			22	17		42				

主) 1 *の輸入案件は平成13年以前に通告を受領し、又は輸入承認を得たものであるが、輸入承認又は輸入移動書類の交付は平成14年中に行われたため、本表に掲載した。

2 相手国より特定有害廃棄物等として通告を受けたものの、日本では特定有害廃棄物等と扱わないもの及び都合により輸入を行わなくなったものは本表に含まれない。

特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移

(別添8)

